特別支援教育を担う教員の専門性の在り方に関する論点(案)

(1)全ての教員に求められる特別支援教育に係る資質と研修

1. これまでの議論の整理 (抜粋)

Ⅲ、特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性

(求められる資質・専門性)

- 全ての教師には、障害の特性等に関する理解や、個別の教育支援計画・個別の 指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識が必要である。加えて、障害 のある人や子供との触れ合いを通して、障害者が日常生活又は社会生活において 受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相 対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の視点を踏まえ、障 害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対す る必要な支援の内容を一緒に考えていくような経験や態度が求められる。また、 こうした経験や態度を、多様な教育的ニーズのある子供がいることを前提とした 学級経営・授業づくりに生かしていくことが必要である。
- 〇 日々の教育実践において、目の前の子供の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難さが異なることを理解し、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、子供が意欲的に課題に取り組めるようにすることが重要である。その際、困難さに対する配慮等が明確にならない場合などは、校内の特別支援コーディネーターや特別支援学級、通級による指導の担当教師に相談したり、必要に応じて特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請したりするなどして、主体的に問題を解決していくことができる資質や能力が求められる。

(養成)

○ 教職課程では、特別支援教育に関する基礎的な知識を習得するとともに、介護 等体験等により障害のある人や子供との触れ合いを通して、障害による暮らしや 学びの困難さを自分のこととして捉え、当事者と一緒に合理的配慮等を考えるよ うな経験や態度を身に付けることが重要である。

(研修)

○ 教員研修においては、特別支援教育に関する基礎的な知識の習得型の研修だけではなく、事例検討や関係機関との連携など、実際の勤務校における学習場面を 想定した課題解決型の実践的な研修の充実が求められる。

また、学校全体の特別支援教育に関する基礎的な知識等の専門性を高め、学校が組織として特別の支援が必要な子供の指導に当たるためには、管理職や特別支援教育コーディネーター、特別支援学級や通級による指導の担当教師等が中心となり、全ての教師が日々の勤務の中で必要な助言や支援を受けられる体制を構築

することが重要である。

併せて、管理職が、特別支援学級や通級による指導、特別の教育課程、校内支援体制の構築など特別支援教育に関する理解を十分深めて学校経営の改善・充実につながるような研修も求められる。

2. 制度等

(研修)

● 平成29年度以降、各都道府県等では、文部科学大臣の定めた指針を踏まえ、教員が経験等に応じて向上を図るべき資質に関する指標(教員育成指標)を定めるとともに、指標を踏まえた体系的な研修が計画・実施することとされている。

(i) 法的根拠

〇 教育公務員特例法 (昭和二十四年法律第一号)

第四章 研修

(研修)

第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

(研修の機会)

第二十二条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針)

- 第二十二条の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の 向上を図るため、次条第一項に規定する<u>指標の策定に関する指針</u>(以下「指針」という。)<u>を定</u> めなければならない。
- 2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する指標の内容に関する事項
 - 三 その他公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項
- 3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

- 第二十二条の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標(以下「指標」という。)を定めるものとする。
- 2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二条の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。
- 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更したときは、遅 滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 独立行政法人教職員支援機構は、指標を策定する者に対して、当該指標の策定に関する専門

的な助言を行うものとする。

(教員研修計画)

- 第二十二条の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教 員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画(以下この条において「教 員研修計画」という。)を定めるものとする。
- 2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 任命権者が実施する第二十三条第一項に規定する初任者研修、第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修(以下この項において「任命権者実施研修」という。) に関する基本的な方針
 - 二 任命権者実施研修の体系に関する事項
 - 三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項
 - 四 研修を奨励するための方途に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項
- 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(協議会)

- 第二十二条の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに 当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うた めの協議会(以下「協議会」という。) <u>を組織する</u>ものとする。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 指標を策定する任命権者
 - 二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の 向上に関係する大学として文部科学省令で定める者
 - 三 その他当該任命権者が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 〇 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針(平成 二十九年三月三十一日文部科学省告示 第五十五号)
- 一 背景及び趣旨
- 二 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する基本的な事項
 - 1 基本理念
 - 2 公立の小学校等の教員等としての資質の向上を図るに当たり踏まえるべき基本的な視点公立の小学校等の教員等としての資質の向上を図るに当たっては、以下の(1)から(5)までの視点を踏まえる必要がある。
 - (1) 社会変化の視点
 - (2) 近年の学校を取り巻く状況の変化の視点

いじめ・不登校などの生徒指導上の課題への対応や貧困・虐待などの課題を抱えた家庭の児童生徒等への対応、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた発達障害を有する児童生徒等を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応、外国人児童生徒等への対応、主体的・対話的で深い学びの実現、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、進路指導及びキャリア教育への対応、学校安全への対応、幼小接続、小中一貫教育及び中高一貫教育等の学校段階間接続等への対応、保護者や地域との協力関係の構築など、学校を取り巻く課題等は非常に多種多様であること。こうした状況に対応できる教員等を育成するためには、限られた時間や資源の中で、教員等の多忙化にも配慮しつつ、効果的・効率的な資質の向上が図られるよう配慮する必要があること。

- (3) 家庭・地域との連携・協働の視点
- (4) 各教員等の成長の視点
- (5) 学校組織の改善の視点
- 三 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項
 - 1 学校種・教員等の職等の範囲
 - 2 職責、経験及び適性に応じた成長段階の設定
 - 3 指標の内容を定める際の観点

教員等が次に掲げる事項を適切に修得又は実施するとともに、各事項に係る資質を2の成長 段階ごとに更に向上させる観点をもちつつ、指標の内容を定めることとする。

- $(1) \sim (4)$
- (5) <u>特別な配慮を必要とする幼児、児童及び生徒への指導に関する事項</u>(障害のある幼児、 児童及び生徒等への指導に関する事項を含む。)
- $(6) \cdot (7)$
- 4 その他
- 四 その他公立の小学校等の教員等の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

3. 現状・課題

- 各都道府県において、教諭について特別支援教育に係る指標等を定められている 自治体は7割程度で、発達障害が明記されているものは1割に満たない。
- また、管理職については特別支援教育に係る指標が定められている都道府県は4 割に満たない程度と少ない。
- 各都道府県の教員育成指標における特別支援教育の位置づけ(別紙:教諭・管理職)

4. 改革の方向性(案)

○ 各都道府県等において、特別支援教育に係る専門性について、より明確に教員や管理職の育成指標に位置付けられるよう、国としても働きかける必要がある。特に発達障害に係る専門性については、指標と関連付けながら国の研究動向も踏まえた体系的な研修の実施を行うことが求められる。

(2) 特別支援学級や通級による指導、発達障害に係る専門性の向上

1. これまでの議論の整理 (抜粋)

Ⅲ.特別支援教育を担う教師の専門性の向上

2. 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる専門性

(求められる専門性)

○ 特別支援学級や通級による指導の担当教師には、実際に指導に当たるうえで必要な、特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実践する力、障害のある児童生徒の保護者支援の方法等に関する専門性の習得が求められる。

特に、児童生徒の実態に応じて教育課程が異なる場合のある特別支援学級では、 各教科等での目標が異なる児童生徒を同時に指導する実践力が求められる。

(研修)

○ 各学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教師の人数は少なく、研修に参加しにくい環境にある。このため、OJT (On the Job Training:仕事の遂行を通して訓練をすること)による研修体制の構築やオンライン等による多様な研修方法の工夫とともに、「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」等の参考資料の普及を図る必要がある。また、こうした研修に参加しにくい状況にかんがみ、長期休業期間等を活用し、他の学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教師と、課題に応じた指導や支援の方法等を、情報共有する機会の充実も期待される。

(新たな免許状の創設について)

○ 特別支援学級や通級による指導に対応した免許状や発達障害の免許状の創設については、会議の中でも様々な意見があり、今後、引き続き検討を深める必要がある。

※肯定的な意見

○ 特別支援学級や通級による指導に対応した免許状がないため、特別支援学校教諭の免許状を有する者が特別支援学級や通級による指導を担当することがあるが、特別支援学級や通級による指導を担当する教師の特別支援学校教諭の免許状の保有率は3割程度に留まっている。未だに発達障害等に関する理解が十分とは言えない教師もいるため、担当教師の質の担保や向上を図るために、特別支援学級や通級による指導に対応した免許状もしくは発達障害の免許状を創設すべき。

※慎重な意見

○ 特別支援学級や通級による指導が対象とする児童生徒の障害の種類は自閉症や 知的障害の他にも多岐にわたり、その全ての専門性を担保する免許状を創設し、 児童生徒の障害に対応した免許を所持する教師を配置することは現実的ではな 、い。また、通常の学級で通級による指導を受けていない児童生徒の中にも特別の 支援を必要とする者もいると考えられることから、免許を創設して担当者を分けるのではなく、全ての教師が一定の知識や技能を身に付けるべき。

※その他の意見

- 特別支援学校教諭の免許状について、一種免許状段階では発達障害を含む広く 共通した免許状とし、専修免許状段階で障害の種類に対応した専門性を担保した 免許状に改めるべき。

2. 制度•現状

● 特別支援学級に在籍する児童生徒や通常の学級に在籍して通級による指導を受ける児童生徒の数は増加し続けており、その内訳は自閉症・情緒障害、知的障害、言語障害、注意欠陥多動性障害、学習障害が多いものの、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴、弱視と多岐にわたる。

また、通常の学級においても、6.5%程度の児童生徒が発達障害(LD・ADHD・ 高機能自閉症等)の可能性があると担任教員等により判断されている。

- 特別支援学級や通級による指導に特化した免許は無く、特別支援学級の担当教員 の特別支援学校教諭免許状の所持率は3割程度に留まっている。
- 現在、多くの教育委員会等では特別支援学級や通級による指導を担当する教員を 対象とした研修を実施しているが、統一的な研修プログラムや能力証明の仕組みは 少ない。
- 特別支援学級在籍者数(国・公・私立計)

(平成30年5月1日現在)

	小学校	中学校	義務教育学校	計
知的障害	84, 140 人	36, 452 人	568 人	121, 160 人
지마기부금	(45.8%)	(50. 7%)	(49. 3%)	(47. 2%)
肢体不自由	3,591 人	1,110人	17 人	4,718人
及件个自由	(2.0%)	(1.5%)	(1.5%)	(1.8%)
病弱・身体虚弱	2,676 人	1,041 人	8人	3,725人
州羽、另体虚羽	(1.5%)	(1.4%)	17 人 4,718 人 (1.5%) (1.8%)	(1.5%)
弱視	432 人	160 人	0人	592 人
3317c	(0.2%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.2%)
難聴	1,310人	506 人	9人	1,825人
美比小 心	(0.7%)	(0.7%)	(0.8%)	(0.7%)
言語障害	1,621人	184 人	10 人	1,815人

	(0.9%)	(0.3%)	(0.9%)	(0.7%)
自閉症・情緒障害	89,921 人	32, 376 人	539 人	122,836 人
日闭址・旧相牌古	(49.0%)	(45. 1%)	(46.8%)	(47. 9%)
総計	183,691 人	71,829 人	1,151人	256,671 人

○ 通級による指導を受けている児童生徒数(国・公・私立計)

(平成30年5月1日現在)

	小学校	中学校	高等学校	計
言語障害	38, 275 人	477 人	2 人	38,754 人
古丽峰古	(35. 3%)	(3. 3%)	(0.4%)	(31.5%)
占即岸	20,418 人	3,529 人	228 人	24, 175 人
自閉症	(18.9%)	(24. 7%)	(44.9%)	(19.6%)
情緒障害	13, 317 人	2,669 人	86 人	16,072 人
1月和1早古	(12.3%)	(18. 7%)	(16. 9%)	(19.6%)
弱視	184 人	24 人	6人	214 人
<u> </u>	(0.2%)	(0.2%)	(1.2%)	(0.2%)
難聴	1,719人	392 人	11 人	2,122 人
美比小心	(1.6%)	(2.7%)	(2.2%)	(1.7%)
学習障害	16, 142 人	4,069 人	82 人	20, 293 人
子白 早古	(14. 9%)	(28.5%)	(16. 1%)	(16.5%)
注意欠陥多動性	18, 129 人	3,086 人	85 人	21,300 人
障害	(16. 7%)	(21.6%)	(16. 7%)	(17. 3%)
 肢体不自由	98 人	31 人	5 人	134 人
双件个日田	(0.1%)	(0.2%)	(1.0%)	(0.1%)
病弱・身体虚弱	24 人	4 人	3 人	31 人
70737 对 严重别	(0.0%)	(0.0%)	(0.6%)	(0.0%)
総計	108,306 人	14, 281 人	508 人	123,095 人
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)

○ 特別支援学級の担当教員の特別支援学校教諭免許状の保有率:30.8%

※現行法令上、特別支援学校教諭の教職課程では、発達障害について学ぶことが明示されていない。(詳細は(3))

○ 国(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所等)による研修の支援の例

- ・教員のキャリアステージに応じた資質向上のための研修や指導者養成研修
- ・発達障害に係る教育と福祉の支援人材の専門性と研修の在り方の検討 <スケジュール>

令和元年度:「連携・協働」に関する研修コアカリキュラム(案)の作成(別紙)

令和2年度:研修モデルプランの作成

令和3年度以降:全国展開

- 大学における履修証明プログラムの開設の例
 - ・神戸親和女子大学:「子どもの発達と特別支援教育を学ぶ」「特別支援教育について学ぶ」
 - ・関西国際大学:「特別支援教育コーディネーター養成コース」
 - ・星槎大学:「支援教育専門士養成プログラム」

3. 改革の方向性(案)

- 〇 特別支援学級や通級による指導の担当教師の専門性の向上や、全ての教師の発達 障害に係る専門性の向上を図るために、新たな免許状を創設すべきとの意見がある。 しかしながら、
- ① 特別支援学級や通級による指導は、対象となる児童生徒の障害種が多岐にわたり、 障害種毎に免許状を創設した場合は免許保有者の人事配置が困難となる懸念があ り、一種類の免許状ではその専門性を担保できない等の課題がある。
 - このため、特別支援学級や通級による指導に対応した免許状の創設はせず、引き続き、専門性の担保等について検討を深める必要があると考えるがどうか。
- ② また、発達障害のある児童生徒は特別支援学校、特別支援学級、通常の学級にもそれぞれ一定数在籍しており、発達障害のある児童生徒が特別支援学級や通級による指導等で障害に応じた専門性の高い指導を受けられるようにするとともに、通常の学級を含めた全ての学びの場で必要な指導や合理的配慮を受けられるようにすることが重要である。

このため、発達障害に係る免許状を創設して特定の教師に発達障害のある児童生徒の指導を任せるのではなく、全ての教師の発達障害に係る専門性の向上を図る方策を検討すべきと考えるがどうか。

特別支援学級や通級による指導の担当教師の専門性や、全ての教師の発達障害に係る専門性の向上を図る方策として、例えば、

- ・小学校等の教職課程における「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」(発達障害に関する内容を含む)の学修の成果を高める工夫や、
- ・現職教員に対しては、国立特別支援教育総合研究所等による効果的な研修プログラムの開発や、免許法認定講習を活用した特別支援学校の教職課程の一部の単位の取得の推奨

等が考えられるがどうか。

(3) 特別支援学校教諭の教職課程

1. これまでの議論の整理 (抜粋)

- Ⅱ. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化
- 3. 特別支援学校における教育環境の整備

(特別支援学校のセンター的機能の強化)

○ 連続性のある多様な学びの場の整備が進む中で、特別支援学校のセンター的機能を強化していく必要があり、学校間や教育委員会等との連絡調整を担う特別支援教育コーディネーターの役割を明確にしていく必要がある。また、幼児教育段階、高等学校段階における特別支援教育を推進するためのセンター的機能の充実に資するような教員配置や設置者を超えた学校間の連携を促進するための体制の在り方についても検討していく必要がある。

Ⅲ. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

3. 特別支援学校の教師に求められる専門性

(求められる専門性)

○ 特別支援学校では、幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の程度は個々に違っており、また、特別支援学校に設置されている学級のうち約4割が重複障害の学級であり、重複障害の子供が多く含まれていることから、一人一人の実態に応じて指導に当たる必要がある。

こうした多様な実態の子供の指導を行うため、特別支援学校の教師には、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して、これを各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる能力が必要である。

(養成)

○ 特別支援学校の教師に求められる専門性は多岐にわたる一方で、養成段階で現 状以上の単位の修得を求めることは、学生の過度な負担となり特別支援学校の教 師を目指す者の減少にもつながる懸念がある。

このため、養成段階では現在の総単位数の中で、特別支援学校学習指導要領等を根拠に、例えば、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いなど、特別支援学校の教師として押さえておくべき内容を精選するとともに、発達障害など全ての学校種で課題となっている内容についても学べるよう、内容を再検討することが必要である。併せて、特別支援学校教諭の教職課程の質を担保・向上させるため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要である。

2. 制度・現状※第6回会議資料2より抜粋して再掲

● 特別支援学校は障害のある子供に教育を行うほか、要請に応じて小中学校等の障害のある子供に関する助言や援助を行うことが努力義務付けられている。

特別支援学校教諭の免許状を取得するためには、大学等において、特別支援教育や障害種毎の領域等の単位を修得する方法のほか、現職教員としての勤務年数等を加味し修得単位数を軽減する方法もある。

特別支援教育(障害)の領域を定めて授与することとされており、大学における必要単位の修得や現職教員としての実務等により、上位の免許状を取得したり免許状の領域を追加したりすることが可能である。

〇 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別习	支援教育		最低習得単位数					
に関す	一る科目	第一欄	第-	二欄	第三	第四欄		
免許∜	代の種類	<u>特別支</u> <u> </u>	る科目心身に障害心身に障害のある幼児、児童又児、児童又は生徒の数理、生理及育課程及びび病理に関指導法に関		<u>免許状に定め</u> となる特別さ 以外の領域に 心身に障害 のあり、原本の り、は生徒の 理、生徒理及 び病科目 する科目	支援教育領域	心障あ児童生つの実身害る、又徒い教習にの幼児はにて育	
特別	専修免 許状	2	1	6	ţ	5	3	
支援 学校	一種免 許状	2	16		Į.	5	3	
教諭	二種免 許状	2	8	3	;	3	3	

備考

- 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の 免許状教育領域(授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領 域をいう。次項において同じ。)について、それぞれ次のイ又は口に定める単位を修得す るものとする。

- イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下「心理等に関する科目」という。)並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目(以下「教育課程等に関する科目」という。)について合わせて八単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位)以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)以上を含む。)
- ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位)以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)以上を含む。)
- 三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
- 四 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

$2 \sim 7$ (略)

第十八条 免許法別表第七に規定する単位の修得方法は、第七条に定める修得方法の例にならうものとする。

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)

別表第七 (第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要	第二欄に定める各免許状を取得した	第二欄に
受けようとする	とする特別支援学	後、特別支援学校の教員(二種免許状	定める各
免許状の種類	校の教員(二種免	の授与を受けようとする場合にあつ	免許状を
	許状の授与を受け	ては、幼稚園、小学校、中学校、義務	取得した
	ようとする場合に	教育学校、高等学校、中等教育学校又	後、大学に
	あつては、幼稚園、	は幼保連携型認定こども園の教員を	おいて修
	小学校、中学校又	含む。)として良好な成績で勤務した	得するこ
	は高等学校の教	旨の実務証明責任者の証明を有する	とを必要
	員)の免許状の種	ことを必要とする最低在職年数	とする最
	類		低単位数
特別支 専修免	一種免許状	3	15

援学校	許状			
教諭	一種免 許状	二種免許状	3	6
	нтих	幼稚園、小学校、		
	二種免	中学校又は高等学		
	許状	校の教諭の普通免	3	6
		許状		

備考 この表の規定により専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者に係る第 三欄に定める最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に定められる こととなる特別支援教育領域を担任する教員として在職した年数とする。

〇 特別支援学校教諭免許状取得者数 (平成 29 年度)

・取得方法別(主なもの)の普通免許状授与件数

		区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
	専修	大学等	1,637	4, 694	5, 775	260
र्गेट	修	上位免許状	64	37	85	5
普通免許状	_	大学等	22, 963	41, 158	52, 646	<u>4,688</u>
許	種	上位免許状	374	55	95	335
1/	1	大学等	2, 653	1,648		314
	種	上位免許状	995	322		<u>6, 530</u>

[※]大学等は、大学等における直接養成によるもの。上位免許状は、現職教育による上位免許状の取得を意味する。

〇 教職課程を有する大学の数(平成31年度)

小学校 一種免許状	中学校 一種免許状	高等学校 一種免許状	特別支援学校教諭 一種免許状	
247	515	547		161
			うち視覚障害	9
			聴覚障害	19
			知的障害	160
			肢体不自由	154
			病弱	149

〇 近年の認定講習の開設講座数

· 免許法認定講習 · 公開講座

開設者数	科目数
Priper in Sec	

	教育委員会	大学等	教科に教職に関する科目関する科目		特別支援教育に 関する科目
平成 27 年度	51	41	130	255	414
平成 28 年度	51	55	254	282	436
平成 29 年度	53	63	327	304	466

• 免許法認定通信教育

	開設	者数	科目数				
	教育委員会	大学等	教科に 関する科目	教職に 関する科目	特別支援教育に 関する科目		
			関 9 る付日	関 9 る付日	関する作日		
平成 27 年度	0	8	278	65	25		
平成 28 年度	0	7	265	59	19		
平成 29 年度	0	8	273	62	27		

3. 改革の方向性(案)

〇 特別支援学校の幼児児童生徒への指導や特別支援学校がセンター的機能を果たす うえで最低限必要な資質や専門性を教職課程で得られるようにする必要がある。

このため、教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、 知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重 複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付ける。その際、基礎とな る免許状を取得する際に修得した内容との関連や接続も考慮する。

加えて、見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要である。また、特別支援学校教諭免許状は現職教員が勤務年数等を加味し修得単位数を軽減して取得する場合も多いことから、新たに策定するコアカリキュラムが免許法認定講習等においても参考となるよう留意する。

(4) 特別支援学校教諭の免許の在り方

1. これまでの議論の整理 (抜粋)

Ⅲ.特別支援教育を担う教師の専門性の向上

3. 特別支援学校の教師に求められる専門性

(求められる専門性)

○ 特別支援学校では、経験豊富な教師の人事異動や定年退職により、学校としての 専門性が蓄積されにくく、教師の専門性の向上だけではなく、学校全体として高 い専門性を担保・共有するための仕組みづくりが必要である。また、一定の専門 性を確保した教師の人事異動により、学校としての専門性が大きく低下しないよ う、学校が組織として専門性を担保・共有していく仕組みが必要である。

(研修・人事交流)

- 視覚障害や聴覚障害等に係る特別支援学校は都道府県内に 1 校しかない場合があり、人事が硬直化する懸念がある。よって、都道府県域を超えた広域での研修の仕組みや人事交流を可能とする仕組みの構築などの工夫が必要である。
- 特別支援学校における勤務だけでは、一定規模の集団に対する教科指導や生徒 指導の能力が養われにくいため、小学校等との人事交流を積極的に行うことが重 要である。

(免許法附則第 15 項について)

○ 特別支援学校における特別支援学校教諭の免許状所持の義務付けについては、 会議の中でも様々な意見があり、今後、引き続き検討を深める。

※肯定的な意見

○ 教員免許制度が学校種毎の免許状の所持を前提にしている以上、特別支援学校においても他の学校と同様にすべき。特に、知的障害・肢体不自由・病弱については、免許状保有率は8割を超えており、免許を所持していることを前提に考えることができる。免許状保有率の低い視覚障害・聴覚障害における教員養成の拠点の形成や県域を越えた広域での人事交流、特別支援学校と小学校等との人事交流の促進は別途必要な対応をすべき。

※慎重な意見

○ 免許状の所持が義務付けられると、特別支援学校の教師の人事異動や特別支援学校と小学校等との人事交流が停滞し教師の専門性の向上も停滞する懸念がある。具体的には、小学校等で勤務している特別支援学校教諭の免許状を所持する教師が特別支援学校に集中することにより、小学校等の特別支援教育の質低下の懸念や、小学校等で勤務する教科教育の専門性の高い教師が特別支援学校で勤務できなくなることにより、特別支援学校における教科教育の質低下の懸念がある。

2. 制度•現状

● 特別支援学校の教員には、小中学校等の免許状に加えて特別支援学校の免許状を 所持することとされているが、教育職員免許法附則第 15 項の規定により、当分の間 は特別支援学校の免許状を所持していなくても特別支援学校の教員になれるとされ ている。

○ 令和元年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査

・障害種別の特別支援学校教諭等免許状保有者

※学校基本調査上の本務教員のうち主幹教諭、指導教諭及び教諭について調べたもの

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1											
項目	特別支援学校教諭等免許状 保有者					特別支援学校教諭等免許状 非保有者					
	当該障	害種	自立教 (当該障		合	計	他障害和 自立教 (他障害	科等	幼、小、 校教諭免 のみ店	許状等	合計
障害種	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)
視覚障害教育	1, 123	43. 3%	571	22.0%	1, 694	65. 3%	665	25. 6%	237	9. 1%	2, 596
聴覚障害教育	2, 177	57. 3%	20	0. 5%	2, 197	57.8%	1, 112	29. 3%	491	12. 9%	3,800
知的障害教育	40, 548	86.0%	28	0.1%	40, 576	86.0%	287	0.6%	6, 313	13. 4%	47, 176
肢体不自由教育	10, 873	83.0%	117	0.9%	10, 990	83.9%	400	3. 1%	1, 711	13. 1%	13. 101
病弱教育	2, 260	79. 7%	2	0.1%	2, 262	79.8%	225	7. 9%	348	12. 3%	2, 835
合 計	56, 981	82.0%	738	1. 1%	57, 719	83.0%	2, 689	3. 9%	9, 100	13. 1%	69, 508

^{※「}自立教科等」とは理療(あん摩、マツサージ、指圧等)、理学療法、理容等を指す。

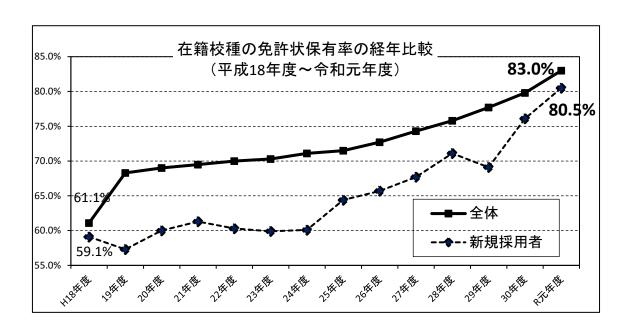
・学校基本調査上の本務教員のうち助教諭、講師における特別支援学校教諭等免許状保有者

	項目	特別支援学校教諭等免許状 保有者						特別支援学校教諭等免許状 非保有者				
		当該障害種		自立教科等 [※] (当該障害種)		合 計		他障害種又は 自立教科等 (他障害種)		幼、小、中、高 校教諭免許状等 のみ所有		合計
		人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)
	合 計	2, 672	49.9%	26	0. 5%	2, 698	50.4%	212	4.0%	2, 440	45. 6%	5, 350

※助教諭、講師の特別支援学校等免許状の保有状況について把握している34自治体のデータをまとめたもの。

※令和元年度の特別支援学校本務者のうち助教諭、講師の人数は、10,480人。

※以上他、学校には学校基本調査上の兼務教員がおり、令和元年度の特別支援学校兼務者は5,844人。この層の免許状保有状況については調査していない。



〇 これまでの国としての取組

- ・特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業(令和2年度予算額:34,607 千円)による都道府県教育委員会等における免許状認定講習の開講支援
- ・免許状保有率の低い自治体との意見交換を実施(平成29年度、令和元年度)
- ・独立行政法人特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施

○ 免許状保有率が低い要因及び向上に向けた課題

- ※平成30年度の免許状保有率が全国平均値以下だった18自治体を対象として行った特別支援学校教諭等 免許状保有率向上に関する意見交換において聞き取った内容。
 - ・人材確保が難しくなるので、採用条件に免許状保有を必要条件としていない。
- ・特別支援学校教諭免許状の免許法認定講習の受講枠が希望者に対して不足している。
- 免許法認定講習の受講に強制力がない。
- ・人事交流により、特別支援学校では必要な教科免許を有する教員を確保する必要がある(特に高等部など)ほか、特別支援教育に関する知見を小中高校などに取り入れる必要がある。
- ・退職が間近に迫っているベテランの教員や他校種への異動を希望している教員の免 許状取得意思が低い。
- ・産休、育休、病休により免許取得が困難な教員や欠員補充として採用される臨時的 任用教員の免許保有率が低い。
- ・新規採用からの実務経験が3年未満のため、特例による免許状取得が不可であるため取得が困難な教員がいる。

〇 免許状保有率向上に向けた自治体の取組。

- ※特別支援学校教諭等免許状保有率向上に関する意見交換において聞き取った内容や特別支援学校教諭 等免許状保有状況等調査における回答。
- ・県教育センターにおいて特別支援学校教諭免許状単位修得コースを開設している。

- ・免許状認定講習の受講者の単位修得状況を確認し、免許状取得可能な者に直接申請 を要請している。
- ・特別支援学校教諭免許状の所有を受験資格としない受験種目で採用された者に対して、採用後5年以内に免許状を取得するよう義務付けている。
- ・校長等の管理職を通じて、面談等により免許状非保有者に対し取得を促したり、取 得計画を立てるようにしている。
- ・免許状を取得した場合に免許法認定通信教育の受講料等の免許取得に係る費用を自 治体で補助している。
- 〇 免許法認定講習の実施方法に関する特例を実施した自治体の数 14 自治体 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、令和2年8月31日までに認定申請を行った免許 法認定講習については、インターネット等を活用した形態によって実施することを可能としたもの。

3. 改革の方向性(案)

○ 特別支援学校教員の専門性を確保するため、すべての教員が特別支援学校教諭等免許状を所持する必要がある。これまで、国、都道府県教育委員会等それぞれの立場で取組を進めることで、免許所保有率は着実に向上してきたものの、現状として83.0%に留まっている。また、本務教員のうちの助教諭、講師や兼務教員などを含めれば、まだ「おおむね全ての教員が免許状を所持」しているとは言えない状況である。

このため、引き続き、教育職員免許法附則第 15 項の廃止を見据え、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指し取組を進めていくこととする。具体的には、免許状保有率の低い自治体との意見交換や独立行政法人特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育を継続的に実施することに加え、免許状保有率の向上に向けた課題を踏まえ、国は、①免許法認定通信教育の実施主体の拡大について検討するとともに、②特別支援学校教諭免許状の取得に向けた個々の教員の単位修得状況を教育委員会において把握することなど優れた事例を収集し共有することが考えられるがどうか。

また、人事交流等の教育委員会全体の教員の資質向上に向けて必要な取り組みが 阻害しないよう、人事交流で特別支援学校に異動する教員については、異動に当たり、 例えば、人事交流期間中の特別支援学校教諭免許の取得や当該職員の専門性の活用に係 る計画(人事交流人材活用計画(仮称))の作成を求め、計画作成対象教員については別 途算定することなどが考えられるがどうか。